

京都会館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第60号）

（文化市民局文化部文化課）

次のとおり、京都会館について、使用料の適正化を図るためこれを改定するとともに、利用者の拡大を図るため開館時間を変更することとしました。

1 使用料の改定

区 分		使 用 料					
		午 前		午 後		夜 間	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
第一 ホー ル	日 曜 日, 土 曜 日 及 び 休 日	円 150,000	円 180,000	円 272,000	円 327,000	円 345,000	円 414,000
	そ の 他 の 日	115,000	138,000	209,000	251,000	264,000	317,000
第二 ホー ル	日 曜 日, 土 曜 日 及 び 休 日	76,000	92,000	137,000	165,000	173,000	208,000
	そ の 他 の 日	58,000	70,000	106,000	128,000	132,000	159,000

## 2 開館時間の変更

改 正 前	改 正 後
午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後10時まで

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとして  
います。

京都会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第60号

京都会館条例の一部を改正する条例

京都会館条例の一部を次のように改正する。

第3条中「午後9時30分」を「午後10時」に改める。

別表備考以外の部分中

「

150,000 <sup>円</sup>	272,000 <sup>円</sup>	345,000 <sup>円</sup>
115,000	209,000	264,000
76,000	137,000	173,000
58,000	106,000	132,000

を

」

「

180,000 <sup>円</sup>	327,000 <sup>円</sup>	414,000 <sup>円</sup>
138,000	251,000	317,000
92,000	165,000	208,000
70,000	128,000	159,000

に改め、同表備考

」

1 中「午後9時30分」を「午後10時」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に行われた第4条の規定による許可で使用する時間が午後6時から午後9時30分までのものは、同条の規定による許可で使用する時間が午後6時から午後10時までのものとみなす。

(文化市民局文化部文化課)